



充実した補償の賃貸住宅総合保険 みんなの部屋保険G2

主契約 まさかの災害にあったとき、あなたの家財の損害を補償する

大切な家財が火災や破裂・爆発、水漏れ、盗難などで損害を受けた時に保険金をお支払いします。



特約 さまざまなリスクからあなたを守る

火災や破裂・爆発などの事故により賃主に与えた損害または日常生活上の事故で第三者に与えた損害により法律上の損害賠償責任を負ったときに保険金をお支払いします。

賃貸住宅総合賠償責任特約

借家人賠償責任保険金

火災、破裂・爆発、被保険者の死亡などで借用戸室に損害を与え、賃主に対して法律上の損害賠償責任を負ったときに、保険金をお支払いします。



個人賠償責任保険金

日常生活（業務中を除く）で、偶然な事故により誤って他人にケガをさせ、または財物に損害を与え、法律上の損害賠償責任を負ったときに、保険金をお支払いします。



この特約の支払限度額は1,000万円です。同一事故で借家人賠償責任と個人賠償責任が同時に発生した場合には、支払限度額をそれぞれの支払保険金額で比例分割した額でお支払いします。

費用 災害時の思わぬ出費をカバーする

災害見舞保険金

保険の目的が損害を受けたために支出を余儀なくされた費用および損害が生じる前の生活状態に復旧するために生じた費用に対して保険金をお支払いします。

残存物取扱費用保険金

損害を受けた保険の目的の残存物の取扱いに必要な費用に対して保険金をお支払いします。

失火見舞費用保険金

火災、破裂または爆発を借用戸室から発生させ、損害が生じた戸室または建物に入居する第三者の所有する建物に損害を与えた場合の見舞金等の費用に対して保険金をお支払いします。

修理費用保険金

火災、落雷、破裂または爆発などにより借用戸室に生じた損害や凍結により専用水道管に生じた損害および鍵・シリコンに生じた損害、事故で室内のガラス、洗面台、浴槽、便器に生じた損害について、被保険者が借用戸室の賃主との契約に基づき、自己の費用で損害発生直前の状態に復旧するために支出した費用に対して保険金をお支払いします。

被災転居費用保険金

損害保険または水害保険金が支払われ、かつ、借用戸室が半壊以上となった場合に、転居のために新たに賃貸住宅を賃借する費用に対して保険金をお支払いします。

盗難転居費用保険金

借用戸室への不法侵入があり、かつ、盗難保険金が支払われる場合に、転居のために新たに賃貸住宅を賃借する費用に対して保険金をお支払いします。

損害防止費用保険金

火災、落雷、破裂または爆発による事故で消火器の薬剤など、損害の発生および拡大の防止のために有益な費用に対して保険金をお支払いします。

特別賠償責任保険金

被保険者の死亡を直接の原因として生じた借用戸室の破損に対する損害に対して、損害賠償責任を負った場合に保険金をお支払いします。

保険金支払の事例 みんなの部屋保険G2は、こんなときに活躍します。

上階の部屋で発生した火災の消火活動のため、借用戸室の家財が水浸しになった。



※火災の消火活動による水濡れや破損についても補償対象となります。

外出中に洗濯機の給水ホースが抜け落ちて水が噴出し、自室が水浸しとなり、階下の部屋にも大きな被害が出た。



※賃主への賠償として建物の修理費を、階下の入居者への賠償として家財等の損害を補償します。

窓ガラスを割って空き巣があり、戸棚から現金10万円とバッグを盗まれた。



※通貨は保険の目的に含まれませんが、盗難事故についてのみ補償対象となります。

※警察へ盗難被害の届出をし受理されたことが条件です。

熱割れによりガラスが割れた。



※戸室内の熱割れを含む偶然な事故によるガラスの破損を補償対象とします。

玄関ドアのシリンドラーに異物を詰められた。



※1保険期間中1回限りです。

化粧品を落としてしまい、洗面台が破損した。



掃除中に転倒し、誤って浴槽を破損させてしまった。



トイレ内で転倒し、誤って便座を破損させた。



※温水洗浄便座機能の損害は補償対象外です。

自分で守るしかない“類焼損害”

お隣さんの寝タブが原因で火災が発生、借用戸室の家財が燃え、消火活動の放水で水浸しに「一体、どうしてくれる!」と思っても、「失火の責任に関する法律」により、お隣さんに損害賠償請求はできません。階下が店舗や事業所なら、賠償請求額はさらに大きくなります。

水漏れ事故で“大きな被害”

洗濯機の排水ホースの接続不良、お風呂や台所での水の出しあしなど、水漏れ事故は意外に多く発生しています。階下の人や賃主に多大な迷惑をかけるばかりか、その損害は当然弁償しなければなりません。階下が店舗や事業所なら、賠償請求額はさらに大きくなります。

自転車事故でも“高額賠償”

自転車といえども、スピードを出し過ぎて歩行者と衝突したりすると、被害者の長期入院や死亡・後遺障害にもつながる重大な人身事故になりかねません。被害者に対する高額の治療費、休業補償、慰謝料の支払いなど、大きな賠償責任が発生します。

0120-308-838

受付時間／24時間 365日